

最低制限価格制度の改正について

(令和6年4月1日以降の公告・入札通知から適用 改正点朱書)

令和6年1月31日付で、周防大島町最低制限価格に関する事務取扱要領（平成21年周防大島町訓令第11号）の一部を改正し、令和6年4月1日以降の建設工事の入札公告・通知から適用することとします。

改正点は下記の朱書部分です。対象工事の入札参加者におかれましては、ご注意ください。

1 最低制限価格の対象工事

競争入札に付するすべての土木等一般工事。

※ただし、低入札価格調査制度を適用させた工事、最低制限価格の適用が不適切と認められる工事を除く。

2 最低制限価格の算出方法

(1) 土木等一般工事

直接工事費の10分の10+共通仮設費の10分の9+現場管理費の10分の9+一般管理費等の10分の7（費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を次の（ア）から（ウ）のとおり切り上げた価格とする。

（ア）1,000万円以上の場合には10万円未満を切り上げた価格とする。

（イ）100万円以上1,000万円未満の場合には1万円未満を切り上げた価格とする。

（ウ）100万円未満の場合には1,000円未満を切り上げた価格とする。

(2) 土木等一般工事を除く建設工事、総合評価方式による建設工事

低入札価格調査の対象とするため、定めない。

3 積算内訳書の審査基準

- ① 直接経費（直接工事費+共通仮設費）は設計金額の75%以上であること。
- ② 各工種金額（中項目（レベル2））は設計金額の50%以上であること。
- ③ 共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。
- ④ 共通仮設費率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。
- ⑤ 管理費（現場管理費+一般管理費）は設計金額の30%以上であること。
- ⑥ 工事価格と入札金額は同一であること。また、中項目（レベル2）以上で、値引き等による調整、違算がないこと。

※上記の審査基準をすべて満たしていること。満たしていない項目がある入札は無効。

4 その他留意事項

●入札通知書に最低制限価格の設定の有無を示してありますので、確認のうえ入札に参加してください。

- 最低制限価格の設定工事は、金額に係らず全て積算内訳書が必要となります。その場合は必ず入札書と一緒に内封筒へ入れてください。積算内訳書を提出しない入札、積算内訳書が外封筒へ入っている入札等は全て無効となりますので十分注意してください。
- この取扱いは、令和6年4月1日以降入札公告または指名通知する工事から適用します。